

第1回 高知県1漁協の将来像を考える委員会

日時：平成29年8月24日（木）15:00から

場所：高知共済会館4階「四万十」

会 議 次 第

1 開会

2 水産振興部長挨拶

3 出席者自己紹介

4 議題

- (1) 委員会の設置趣旨等・・・・・・・・・・資料1
- (2) 会長及び副会長の選任・・・・・・・・・・資料2
- (3) 漁協合併をめぐる経過・・・・・・・・・・資料3
- (4) 本県漁協の現状と課題・・・・・・・・・・資料4
- (5) その他

5 閉会

■ 高知県1漁協の将来像を考える委員会 委員名簿

| 所 属 ・ 役 職 名 | 氏 名 |
|--------------------|--------|
| 高知県漁業協同組合 代表理事組合長 | 澳本 健也 |
| 高知県漁業協同組合 理事 | 志磨村 公夫 |
| すくも湾漁業協同組合 代表理事組合長 | 浦尻 和伸 |
| 久礼漁業協同組合 代表理事組合長 | 崎山 義澄 |
| 奈半利町漁業協同組合 代表理事組合長 | 木下 清 |
| 株式会社 垣内 代表取締役社長 | 安岡 和彦 |
| 高知県議会議員 | 弘田 兼一 |
| 高知県議会議員 | 西内 健 |
| 土佐清水市長 | 泥谷 光信 |

■ 県出席者

| 所 属 ・ 役 職 名 | 氏 名 |
|-------------|-------|
| 高知県水産振興部 部長 | 谷脇 明 |
| // 副部長 | 竹内 真澄 |
| // 副部長 | 宮本 猛 |
| // 水産政策課長 | 松村 晃充 |
| // 水産政策課長補佐 | 浜渦 敬三 |
| // チーフ | 大河 俊之 |
| // 主査 | 岡見 卓馬 |

高知県 1 漁協の将来像を考える委員会の設置趣旨等

1 目 的

本県では、「高知県 1 漁協構想」のもと、平成 20 年に 25 の漁協が合併して高知県漁協が設立されたが、未だ 19 の漁協が合併に参画していない。平成 17 年に策定された県 1 漁協構想が実現されていないなか、漁協や水産業を取り巻く環境は、構想策定当時から大きく変化している。このような状況の下、本委員会は、近い将来を見据えて、県 1 漁協の新たな将来像を提言する。

2 委員構成（9名）

- 漁協関係者（5名）
 - 【高知県漁協】 澳本組合長、志磨村理事
 - 【すくも湾漁協】 浦尻組合長
 - 【久礼漁協】 崎山組合長
 - 【奈半利町漁協】 木下組合長
- 専門（1名）
 - 安岡社長（株式会社 垣内 代表取締役社長）
- 県議会（2名）
 - 弘田県議、西内県議
- 行政関係者（1名）
 - 泥谷市長

3 アドバイザー

- 各回のテーマに応じた専門家を招へい
- アドバイザー候補
 - 漁協合併、経営・・・岸会長（JF しまね）、水産庁担当官、全漁連役職員
 - 施設整備・・・林氏（漁村総研）
 - 市場 IT 化・・・高橋氏（宮城県漁協）、悪原氏（株SJC）

4 事務局

- 高知県水産政策課

5 具体的な検討事項

県 1 漁協の将来像に関する提言書を取り纏めるため、以下の点について検討

- 事業の在り方について
- 事務所、市場の集約化
- ハード整備の在り方について

○ 組織体制、人事の在り方について

6 スケジュール

| 時期 | 概要 | |
|----------------|--------------------------------|---|
| 平成 29 年度 | 4月 | ○委員選任 |
| | 5月 | ○規約案作成 |
| | 6月 | |
| | 7月 | |
| | 8月 | ○第1回委員会 ・会長、副会長選任 ・漁協合併を巡る経過 ・本県漁協の現状と課題 |
| | 9月 | |
| | 10月 | |
| | 11月 | ○第2回委員会 ・事業の在り方について |
| | 12月 | |
| | 1月 | |
| | 2月 | ○第3回委員会 ・事務所、市場の集約化の在り方について |
| | 3月 | |
| 平成 30 年度 | 4月 | |
| | 5月 | ○第4回委員会 ・ハード整備の在り方について ・組織体制、人事の在り方について |
| | 6月 | |
| | 7月 | |
| | 8月 | ○第5回委員会 ・提言書（案）について |
| | 9月 | |
| | 10月 | |
| 11月 | ○第6回委員会（最終） ・高知県1漁協について（提言） | |

※ 適宜、関係する委員（漁業関係者のみ等）での協議の場を設ける

高知県 1 漁協の将来像を考える委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 本県では、平成 17 年に「高知県 1 漁協構想」が策定され、平成 20 年に 25 の漁協が合併して高知県漁協が設立されたが、未だ 19 の漁協が合併に参画していない状況にある。高知県 1 漁協構想が実現されていないなか、漁協や水産業を取り巻く環境は、構想策定当時から大きく変化している。こうした状況の下、高知県 1 漁協の新たな将来像を提言することを目的に、高知県 1 漁協の将来像を考える委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の機能)

第 2 条 委員会は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、提言を行う。

- (1) 事業の在り方について
- (2) 事務所及び市場の集約化について
- (3) ハード整備の在り方について
- (4) 組織体制、人事の在り方について
- (5) その他提言を取りまとめるにあたって必要な事項

(委員の構成)

第 3 条 委員の定数は 9 名とし、次の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 漁業協同組合の役員
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 高知県議会議員
- (4) 市町村長

(アドバイザー)

第 4 条 委員会は、第 2 条の事項について検討を行うにあたって必要がある場合、専門知識を有するアドバイザーを招へいし、意見を求めることができる。

(会長、副会長)

第 5 条 委員会に会長 1 名、副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員並びに会長及び副会長の任期は、委員会が解散するまでの期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会議は、第3条に掲げる定数の過半数にあたる委員が出席しなければ開くことができない。

(協議会)

第8条 会長が必要と認めたときは、協議会を開催することができる。なお、協議会に参加する委員は、会長が指名する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、高知県水産振興部水産政策課に置く。

(その他)

第10条 委員会の会議は、公開とする。

附 則

この規約は、平成29年6月9日から施行する。

漁協合併をめぐる経過

1 全国の経過

- 平成 9 年、全漁連は「1 県 1 漁協又は複数自立漁協」の方針を決定
- 平成 10 年以降、全国各地で広域合併が実現
- 漁協合併促進法の期限である平成 20 年 3 月に向け、合併が一層加速化
- 7 割以上の県が、「県 1 漁協構想」を達成又は目指している

【漁協合併促進法】適正な事業経営を行うことができる漁協を広範に育成するため、漁協合併の促進に関する基本的な構想及び計画を定めるとともに、漁協合併についての援助、合併後の漁協経営の基礎を確立するために必要な助成等の措置を定めたもの。昭和 42 年に制定され、平成 19 年度末までの間に有効期間が 7 回延長された。

表 各都道府県の漁協合併構想

| 目標年度 | 1 県 1 漁協構想 | 複数自立漁協構想 |
|------|------------|-------------|
| S40 | 山形 | |
| H14 | 秋田 大分 | |
| H15 | 鳥取 | |
| H17 | 山口 島根 | 北海道 愛知 |
| H18 | 石川 茨城 | |
| H19 | 宮城 佐賀 | 青森 千葉 新潟 静岡 |
| H20 | 高知 | 福岡 |
| H24 | 京都 | |
| H25 | (16 県) | (4 県) |

注 1 平成 25 年度は、構想推進中の県の数

注 2 1 県 1 漁協構想を達成した県は、平成 29 年 4 月時点で 4 県（山形県、石川県、京都府、大分県）

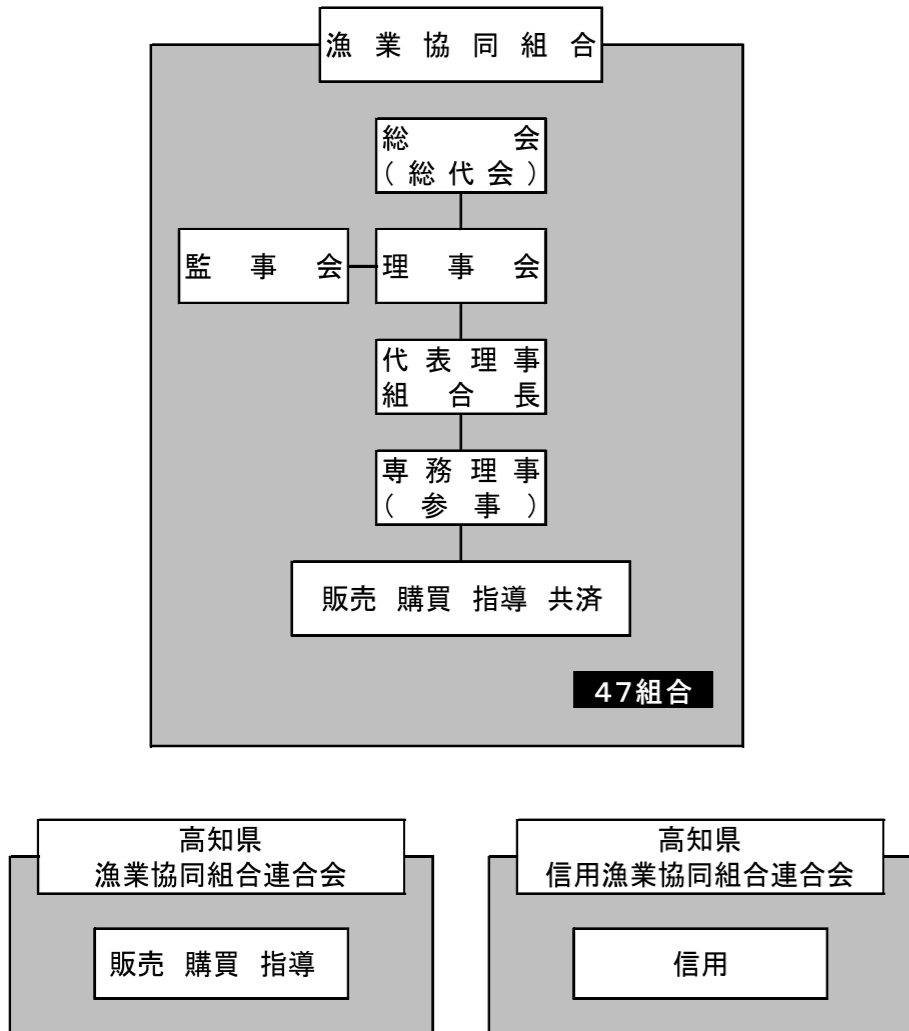
2 県内の経過

| 時 期 | 経 過 の 概 要 |
|---------------------|---|
| 平成 10 年 ～平成 15 年 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年当初、78 の漁協が存在 ・漁連が策定した「県下 8 漁協構想」（平成 15 年からは「県下 7 漁協構想」）に基づき、漁協合併が進められた結果、以下の 3 組合を設立 <ul style="list-style-type: none"> ① 宿毛市、大月町の 16 組合が合併し、すくも湾漁協を設立（設立後に沖の島漁協を吸収合併） ② 大方町の 4 組合が合併し、大方町漁協を設立 ③ 土佐清水市の 6 組合が合併し、土佐清水市漁協を設立 |
| 平成 16 年 | <ul style="list-style-type: none"> 2 月 ・知事が、議会の冒頭、県 1 漁協構想へ移行すべき旨を表明 4 月 ・東洋町、室戸市の 5 組合が合併し、室戸岬東漁協を設立 ・すくも湾漁協が宿毛市漁協を吸収合併 12 月 ・系統 3 団体（県漁連、信漁連、基金協会）と県で、県 1 漁協構想の青写真（案）を作成 |
| 平成 17 年 | <ul style="list-style-type: none"> 7 月 ・高知県 1 漁協構想検討委員会を設置 ・香南地区の 4 組合が合併し、香南漁協を設立 10 月 ・高知県 1 漁協構想検討委員会から「漁協合併に関する提言」が出される ・漁連総会において、「県 1 漁協構想」への方針転換を決定 12 月 ・高知県 1 漁協構想推進委員会を設置 |
| 平成 19 年 | <ul style="list-style-type: none"> 4 月 ・室戸漁協の解散に伴い、室戸岬東漁協が室戸漁協組合員を受入 |
| 平成 20 年 | <ul style="list-style-type: none"> 4 月 ・県内の 25 組合が合併し、高知県漁協を設立 |
| 平成 23 年 | <ul style="list-style-type: none"> 4 月 ・県漁連は経済事業を廃止し、指導事業に特化した組織に改編 10 月 ・漁協組織の在り方検討委員会を設置 |
| 平成 27 年 | <ul style="list-style-type: none"> 4 月 ・興津漁協の解散に伴い、高知県漁協が興津漁協組合員を受入 |
| 平成 29 年 | <ul style="list-style-type: none"> 3 月 ・漁協組織の在り方検討委員会を解散 4 月 ・高知県漁協が上ノ加江漁協を吸収合併 【平成 29 年 4 月時点の漁協数：20 組合】 高知県、野根、吉良川町、羽根町、奈半利町、安芸、浜改田、十市、春野町、大谷、野見、須崎釣、錦浦、須崎町、久礼、下田、窪津、橘浦、藻津、すくも湾 |

3 漁協（系統）組織の推移

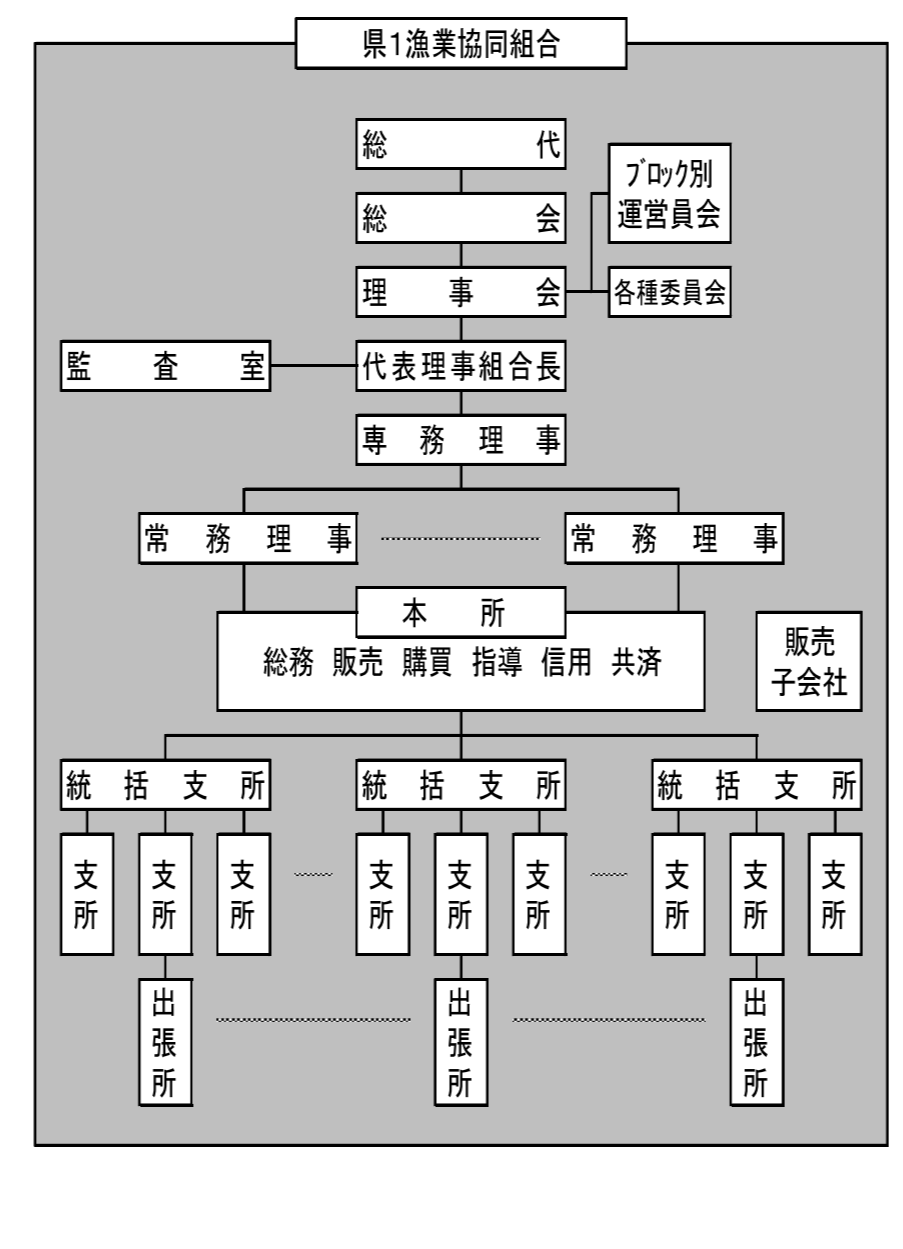
【県1漁協構想策定時（平成17年）】

- 漁協数は47組合
- 漁連が購買、販売（直販）の経済事業を実施
- 石油等の資材は系統3段階を経て漁業者へ供給（全漁連 → 県漁連 → 漁協 → 漁業者）



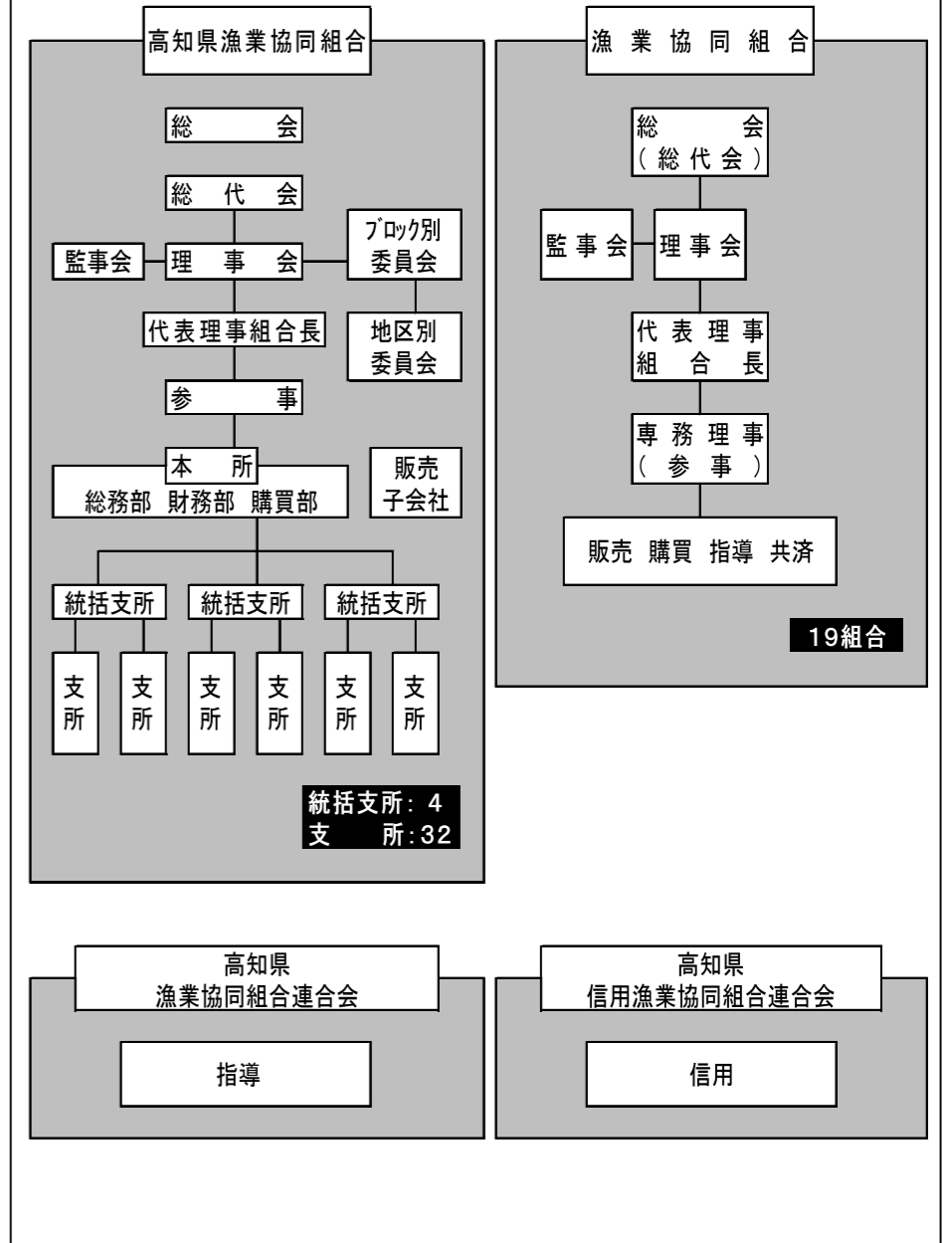
【県1漁協構想における組織イメージ】

- 県内の全ての漁協が合併し、県1漁協を設立
- 県漁連及び信漁連の業務を包括承継
- 系統3段階での燃油資材供給を2段階とし、漁業者の負担を軽減
- 販売子会社を設立するなどして販売事業を強化、魚価の向上を目指す



【平成29年4月時点】

- 県1漁協構想に基づき高知県漁協が設立（平成20年）
- 漁協数は20組合
- 県漁連は燃油購買事業を高知県漁協へ承継し、経済事業を廃止（県漁連は指導漁連として存続）
- 信漁連は中四国内での広域合併を検討中（平成32年目途）



漁協合併に関する提言

平成 17 年 10 月 13 日
高知県 1 漁協構想検討委員会

かつて本県の漁業は、1,000 億円産業として漁村の経済を支えてきたが、国際的な操業規制や燃油の高騰に加え、輸入水産物の増大による魚価の低迷や水産資源の減少等に伴い廃業者が後を絶たず、平成 15 年には漁業生産額が遂に 500 億円を下回り減少に歯止めがかからない状況にある。

こうした漁業不振を反映し、本来漁業を支えるべき漁協も組合員の高齢化・減少と経営事業の落込みが著しく、信用事業を統合した際の多額の借入金が経営を圧迫しており、相当数の漁協が正組合員の法定数割れや経営破綻等による解散の危機に直面している。

漁協の財務基盤を強化するため平成 10 年から進めてきた「県下 7 漁協構想」は、これまでに 5 つの合併漁協が誕生し一定の進捗がみられたものの、全般的に組合員の漁協経営に対する意識が低く、構想の期限が間近に迫るなかで多くの漁協が合併に不参加を意思表示している。また、予想を上回る漁業不振や組合員の減少により当初想定していた合併のスケールメリットが期待できないため、構想が実現しても欠損金解消の目処が立たず自立漁協への転換は困難であり、「県下 7 漁協構想」の実現は不可能となっている。

加えて、漁協経営の悪化や金融環境の変化等に伴い、上部団体である漁連や信漁連の経営悪化が顕在化しており、リストラ等による経営改善に取り組んでいるものの今後の収益力の低下は避けられない。

漁業が本県の基幹産業として役割を果たすためには、何よりもまず漁業者のための組織である漁協の経営基盤を抜本的に強化し、「魚を高く売ってほしい」、「油や資材を安くしてほしい」といった漁業者の切実なニーズに対応しなければならない。しかしながら、漁協を取り巻くかつてない厳しい状況をみた時、資本の分散と系統 3 段階制を前提とした従来の延長線上での取り組みでは、生き残りを賭けた新たな展望を切り開くことはできない。

今こそ業界の有する経営資源を最大限に活用し、組合員の負託に応えうる強靱な組織の構築が求められており、そのために残された唯一の手段が「県 1 漁協構想」の実現である。

以上のような基本認識のもと漁協関係者は、これまでの取り組みの反省に立ち次に示す役割を着実に実行することにより、様々な課題を解決し漁協合併促進法の期限である平成 19 年度末を目途に「県 1 漁協構想」の実現に取り組むべきである。

漁連をはじめ系統団体の強力なリーダーシップと、業界の一致団結した主体的な取り組みが「県 1 漁協構想」の実現を左右することを深く認識し、一人でも多くの組合員が提言の趣旨を踏まえ、活力ある漁業・漁村を取り戻すために、構想実現に向けた具体的な行動をおこすことを強く期待する。

県 1 漁協「参画基準」

県 1 漁協への「参画基準」は、県 1 漁協の財務内容の健全性を最大限確保し、繰越欠損金を有しない漁協の合併参加を担保するため、赤字体質の漁協や繰越欠損金を有する漁協の自助努力を、最大限促すことができる内容とする。

1. 原則、合併時に繰越欠損金を有しないこと。
2. ただし、以下の要件を勘案した「経営改善計画」があり、高知県漁協指導協議会の承認を得た漁協は、繰越欠損金を持ち込む形で合併（平成 20 年 4 月予定）に参加できるものとする。

※ 財務調査（平成 18 年 6～7 月実施）で判明した「回収に懸念のある債権」と「退職給付引当金不足額」のいわゆる含み損を、合併時までに適正に経理処理をすることが前提。

- ① 単年度黒字体質である。
- ② 持込欠損金を概ね 5 年以内で解消することができる。
- ③ 合併までに欠損金圧縮のための自助努力（減資、リストラ等）を実施する。
- ④ 仮に持ち込む場合は「出資金」の範囲内とする。

本県漁協の現状と課題

1 本県漁協を取巻く状況

(1) 年齢階層別就業者数

- 就業者総数は、平成15年から31.8%減少し3,970人
- 39歳以下の構成比は15.1%で、わずか573人
- 40歳～64歳の構成比は、平成15年から9.5ポイント減少し47.1%
- 一方、65歳以上の構成比は、平成15年から6.1ポイント増加し37.7%

表1 年齢別漁業就業者数の推移 (単位：人、%)

| | H15 | | H25 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 就業者総数 | 5,824 | — | 3,970 | — |
| 男子就業者数 | 5,453 | 100.0 | 3,785 | 100.0 |
| 39歳以下 | 643 | 11.8 | 573 | 15.1 |
| 40歳～64歳 | 3,088 | 56.6 | 1,784 | 47.1 |
| 65歳以上 | 1,722 | 31.6 | 1,428 | 37.7 |

資料：漁業センサス

(2) 漁業後継者

- 経営体総数は、平成15年から28.9%減少し2,244経営体
- 全経営体の95%にあたる2,133経営体が、個人経営体
- 後継者のある個人経営体の構成比は、平成15年から5ポイント増加したものの、わずか260経営体

表2 漁業後継者の有無の推移 (単位：経営体)

| | H15 | | H25 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 経営体数 | 構成比 | 経営体数 | 構成比 |
| 経営体総数 | 3,158 | — | 2,244 | — |
| 個人経営体数 | 3,026 | 100.0 | 2,133 | 100.0 |
| 後継者あり | 219 | 7.2 | 260 | 12.2 |
| 後継者なし | 2,807 | 92.8 | 1,873 | 87.8 |

資料：漁業センサス

(3) 新規就業者

- 新規就業者総数は、国や県の支援制度の効果もあり、平成17年から倍増して47人確保
- 新規就業者のうち自営はわずか12.8%で、平成17年と比較しても大きく減少
- 新規就業者のうち漁家子弟以外の比率は66.0%で、国や県の支援制度の効果もあり漁業との関係が希薄な者の就業が増加

表3 新規就業者数の推移

(単位：人)

| | H17 | | H27 | |
|---------|-----|-------|-----|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 新規就業者総数 | 22 | 100.0 | 47 | 100.0 |
| 自営 | 16 | 72.7 | 6 | 12.8 |
| 雇用 | 6 | 27.3 | 41 | 87.2 |
| 漁家子弟 | 11 | 50.0 | 14 | 29.8 |
| 漁家子弟以外 | 11 | 50.0 | 31 | 66.0 |
| 不明 | — | — | 2 | 4.2 |

資料：県資料

(4) 漁業生産量

- 海面漁業総計は、平成17年から15.9%減少し9万9千トン
- 沿岸漁業は、7.9%減少し5万2千トン
- 釣り・はえ縄及びその他の漁業での減少が顕著
- 養殖業は、ぶり類養殖とくろまぐろ養殖の拡大を背景に43.4%増加
- 遠洋・近海漁業は、まぐろはえ縄とかつお一本釣りの不振により37.1%減少

表4 漁業生産量の推移

(単位：トン)

| | H17 | H27 | 比較増減 | |
|----------|---------|--------|----------|---------|
| | | | 数量 | 増減率 |
| 沿岸漁業 | 56,808 | 52,344 | ▲ 4,464 | ▲ 7.9% |
| 釣り・はえ縄 | 21,728 | 14,999 | ▲ 6,729 | ▲ 31.0% |
| ぱっち網 | 1,999 | 2,693 | 694 | + 34.7% |
| 定置網 | 16,490 | 13,666 | ▲ 2,824 | ▲ 17.1% |
| その他の漁業 | 2,997 | 1,498 | ▲ 1,499 | ▲ 50.0% |
| 養殖業 | 13,594 | 19,488 | 5,894 | + 43.4% |
| 沖合漁業計 | 13,146 | 16,641 | 3,495 | + 26.6% |
| 遠洋・近海漁業計 | 47,696 | 30,016 | ▲ 17,680 | ▲ 37.1% |
| 合計 | 117,650 | 99,001 | ▲ 18,649 | ▲ 15.9% |

資料：農林水産統計、県資料

(5) 漁業生産額

- 漁業生産額総計は、平成17年から17%減少し311億5,700万円
- かつお・まぐろ類の生産額は、遠洋・近海漁業の不振により、平成17年と比較して29.8%減少
- さば類の生産額は、釣りや定置漁業等の沿岸漁業の不振により、平成17年と比較して38.3%減少
- きんめだい及びそうだがつお類の生産額は、単価の大幅な上昇に伴い微増

表5 漁業生産額の推移

(単位：百万円)

| | H17 | H27 | 比較増減 | |
|----------|--------|--------|---------|---------|
| | | | 金額 | 増減率 |
| 漁業生産額総計 | 37,707 | 31,157 | ▲ 6,550 | ▲ 17.4% |
| かつお・まぐろ類 | 26,802 | 18,816 | ▲ 7,986 | ▲ 29.8% |
| いわし類 | 1,769 | 1,720 | ▲ 49 | ▲ 2.8% |
| ぶり類 | 1,162 | 1,118 | ▲ 44 | ▲ 3.8% |
| さば類 | 1,041 | 642 | ▲ 399 | ▲ 38.3% |
| きんめだい | 908 | 932 | 24 | + 2.6% |
| そうだがつお類 | 878 | 967 | 89 | + 10.1% |
| あじ類 | 725 | 684 | ▲ 41 | ▲ 5.7% |
| その他 | 4,422 | 6,278 | 1,856 | + 42.0% |

資料：農林水産統計、県資料

(6) 1経営体あたりの漁獲金額

- 漁獲金額が100万円未満の個人経営体の構成比は、平成15年から9.8ポイント増加し、44.4%
- 漁獲金額が500万円未満の個人経営体が、全体の72.7%を占める

表6 漁獲金額別個人経営体数

(単位：経営体)

| | H15 | | H25 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 経営体数 | 構成比 | 経営体数 | 構成比 |
| 100万円未満 | 1,046 | 34.6 | 946 | 44.4 |
| 100万円～500万円 | 1,209 | 40.0 | 603 | 28.3 |
| 500万円～1,000万円 | 363 | 12.0 | 243 | 11.4 |
| 1,000万円～5,000万円 | 301 | 9.9 | 282 | 13.2 |
| 5,000万円～1億円 | 52 | 1.7 | 35 | 1.6 |
| 1億円以上 | 55 | 1.8 | 24 | 1.1 |
| 合計 | 3,026 | 100.0 | 2,133 | 100.0 |

資料：漁業センサス

2 本県漁協の現状

(1) 組織について

- 組合数は、興津漁協の解散に伴い、平成27年に1組合減少
- 正組合員数は、全体的に減少傾向
- 役員のうち常勤役員はわずか4%で、常勤役員を設置している漁協は半数に満たない
- 高知県漁協の職員数は、合併による経営の合理化に伴い、減少傾向

表7 組合数等の推移

(単位：組合、人)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 組 合 数 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 |
| 組 合 員 数 | 11,959 | 11,752 | 11,573 | 11,474 | 11,074 |
| 高知県漁協 | 6,512 | 6,410 | 6,306 | 6,267 | 6,231 |
| すくも湾漁協 | 1,819 | 1,785 | 1,766 | 1,759 | 1,659 |
| その他漁協 | 3,628 | 3,557 | 3,501 | 3,448 | 3,184 |
| 正 組 合 員 数 | 6,700 | 6,459 | 6,180 | 5,929 | 5,599 |
| 高知県漁協 | 3,325 | 3,182 | 2,983 | 2,795 | 2,657 |
| すくも湾漁協 | 1,419 | 1,382 | 1,351 | 1,325 | 1,230 |
| その他漁協 | 1,956 | 1,895 | 1,846 | 1,809 | 1,712 |
| 役 員 数 | 221 | 222 | 223 | 220 | 212 |
| 高知県漁協 | 13 | 13 | 13 | 12 | 14 |
| すくも湾漁協 | 25 | 25 | 25 | 24 | 25 |
| その他漁協 | 183 | 184 | 185 | 184 | 173 |
| 常 勤 役 員 数 | 13 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| 高知県漁協 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| すくも湾漁協 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| その他漁協 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| 職 員 数 | 292 | 266 | 279 | 265 | 274 |
| 高知県漁協 | 179 | 163 | 175 | 165 | 161 |
| すくも湾漁協 | 47 | 40 | 38 | 37 | 52 |
| その他漁協 | 66 | 63 | 66 | 63 | 61 |

資料：各漁協業務報告書

(2) 財産状況について

- 現預金残高は、信漁連の高知県漁協に対する当座借越枠が縮小したことから、平成27年度末は平成23年度末に比べ108百万円（9.4%）減少し1,038百万円
- 借入金残高は、高知県漁協が長期借入金を計画的に圧縮したことから、平成27年度末は平成23年度末に比べ1,547百万円（41.5%）減少し2,178百万円
- 出資金残高は、組合員の減少に伴う減少に歯止めがかからず、平成27年度末は平成23年度末に比べ147百万円（8.6%）減少し1,571百万円
- 内部留保（①－②）は、高知県漁協の繰越欠損金が385百万円圧縮されたことから大幅に増加しており、平成27年度末は平成23年度末に比べ780百万円増加し523百万円

表9 組合財産の推移

（単位：百万円）

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 資 産 合 計 | 9,108 | 8,716 | 7,824 | 8,140 | 7,641 |
| 高 知 県 漁 協 | 5,016 | 4,521 | 4,012 | 4,212 | 3,784 |
| す く も 湾 漁 協 | 1,559 | 1,679 | 1,506 | 1,472 | 1,417 |
| そ の 他 漁 協 | 2,533 | 2,516 | 2,306 | 2,456 | 2,440 |
| 現 預 金 額 | 1,146 | 1,229 | 795 | 1,149 | 1,038 |
| 高 知 県 漁 協 | 617 | 568 | 211 | 468 | 293 |
| す く も 湾 漁 協 | 49 | 154 | 74 | 84 | 104 |
| そ の 他 漁 協 | 480 | 507 | 510 | 597 | 641 |
| 負 債 合 計 | 7,647 | 7,195 | 6,416 | 6,438 | 5,547 |
| 高 知 県 漁 協 | 4,626 | 4,129 | 3,580 | 3,629 | 3,057 |
| す く も 湾 漁 協 | 1,080 | 1,217 | 1,041 | 1,003 | 1,011 |
| そ の 他 漁 協 | 1,941 | 1,849 | 1,795 | 1,806 | 1,479 |
| 短 期 借 入 金 | 1,761 | 1,625 | 1,287 | 1,506 | 1,172 |
| 高 知 県 漁 協 | 852 | 786 | 428 | 737 | 559 |
| す く も 湾 漁 協 | 410 | 375 | 350 | 320 | 320 |
| そ の 他 漁 協 | 499 | 464 | 509 | 449 | 293 |
| 長 期 借 入 金 | 1,964 | 1,833 | 1,542 | 1,292 | 1,006 |
| 高 知 県 漁 協 | 1,228 | 1,086 | 897 | 673 | 464 |
| す く も 湾 漁 協 | 266 | 321 | 299 | 277 | 255 |
| そ の 他 漁 協 | 470 | 426 | 346 | 342 | 287 |
| 純 資 産 合 計 ① | 1,461 | 1,521 | 1,408 | 1,702 | 2,094 |
| 高 知 県 漁 協 | 390 | 392 | 432 | 584 | 727 |
| す く も 湾 漁 協 | 479 | 462 | 465 | 469 | 406 |
| そ の 他 漁 協 | 592 | 667 | 511 | 649 | 961 |
| 出 資 金 ② | 1,718 | 1,684 | 1,665 | 1,639 | 1,571 |
| 高 知 県 漁 協 | 862 | 838 | 832 | 819 | 813 |
| す く も 湾 漁 協 | 433 | 425 | 419 | 411 | 394 |
| そ の 他 漁 協 | 423 | 421 | 414 | 409 | 364 |

資料：各漁協業務報告書

(3) 収支状況について

- 購買事業総利益は、漁業者の減少等により燃油資材に対する需要が減少したことから、平成27年度末は平成23年度末に比べ16百万円（7.2%）減少し205百万円
- 販売事業総利益は、好調な宝石さんご漁業に支えられたこともあり、平成27年度末は平成23年度末に比べ164百万円（20.1%）増加し978百万円
- 事業管理費は、高知県漁協の経営合理化により人件費が削減されたことから、平成27年度末は平成23年度末に比べ163百万円（8.5%）減少し1,762百万円
- 事業利益は、事業管理費の削減等により平成26年に黒字に転じるとともに、平成27年度末は平成23年度末に比べ284百万円増加し172百万円
- 一方、その他漁協の平成27年度末の事業利益は平成23年度末と比べ30百万円増加したものの、過去5年間は赤字で推移

表10 組合収支の推移

(単位：百万円)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業総利益① | 1,812 | 1,867 | 1,782 | 1,867 | 1,934 |
| 高知県漁協 | 1,018 | 1,030 | 966 | 1,006 | 1,073 |
| すくも湾漁協 | 358 | 365 | 351 | 376 | 412 |
| その他漁協 | 436 | 472 | 465 | 485 | 449 |
| 購買事業 | 221 | 252 | 230 | 208 | 205 |
| 高知県漁協 | 138 | 152 | 129 | 115 | 110 |
| すくも湾漁協 | 30 | 37 | 33 | 34 | 41 |
| その他漁協 | 53 | 63 | 68 | 59 | 54 |
| 指導事業 | 417 | 453 | 463 | 475 | 460 |
| 高知県漁協 | 144 | 147 | 157 | 152 | 148 |
| すくも湾漁協 | 166 | 176 | 173 | 179 | 169 |
| その他漁協 | 107 | 130 | 133 | 144 | 143 |
| 販売事業 | 814 | 817 | 762 | 906 | 978 |
| 高知県漁協 | 539 | 536 | 482 | 588 | 654 |
| すくも湾漁協 | 92 | 96 | 105 | 123 | 143 |
| その他漁協 | 183 | 185 | 175 | 195 | 181 |
| 販売取扱高 | 14,067 | 13,938 | 14,167 | 15,277 | 15,555 |
| 高知県漁協 | 8,299 | 8,297 | 8,213 | 8,889 | 9,056 |
| すくも湾漁協 | 2,584 | 2,628 | 2,870 | 3,282 | 3,496 |
| その他漁協 | 3,184 | 3,013 | 3,084 | 3,106 | 3,003 |
| うち宝石さんご取扱高 | 3,475 | 3,534 | 4,267 | 4,576 | 5,200 |
| 高知県漁協 | 2,453 | 2,515 | 2,999 | 3,029 | 3,784 |
| すくも湾漁協 | 1,022 | 1,019 | 1,268 | 1,547 | 1,416 |
| その他漁協 | — | — | — | — | — |

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業管理費② | 1,925 | 1,885 | 1,828 | 1,857 | 1,762 |
| 高知県漁協 | 1,092 | 1,070 | 1,020 | 1,008 | 929 |
| すくも湾漁協 | 339 | 329 | 332 | 355 | 357 |
| その他漁協 | 494 | 486 | 476 | 494 | 476 |
| 人件費 | 1,196 | 1,195 | 1,158 | 1,133 | 1,086 |
| 高知県漁協 | 684 | 687 | 659 | 632 | 584 |
| すくも湾漁協 | 204 | 205 | 204 | 205 | 217 |
| その他漁協 | 308 | 303 | 295 | 296 | 285 |
| 事業利益(①-②) | ▲112 | ▲18 | ▲47 | 10 | 172 |
| 高知県漁協 | ▲74 | ▲40 | ▲55 | ▲2 | 144 |
| すくも湾漁協 | 19 | 36 | 19 | 21 | 55 |
| その他漁協 | ▲57 | ▲14 | ▲11 | ▲9 | ▲27 |
| 事業外収支 | 100 | 118 | ▲41 | 327 | 51 |
| 高知県漁協 | 14 | 65 | 101 | 166 | 5 |
| すくも湾漁協 | ▲12 | ▲42 | ▲9 | ▲12 | ▲92 |
| その他漁協 | 98 | 95 | ▲133 | 173 | 138 |
| 当期利益 | ▲12 | 99 | ▲90 | 336 | 222 |
| 高知県漁協 | ▲60 | 25 | 46 | 164 | 149 |
| すくも湾漁協 | 7 | ▲7 | 9 | 8 | ▲37 |
| その他漁協 | 41 | 81 | ▲145 | 164 | 110 |

資料：各漁協業務報告書

3 本県漁協が抱える問題点

(1) 組合員数の減少

- 正組合員数は、高齢化と後継者不足により、今後も減少すると予測
- 正組合員数が50人未満の組合は38.1%（2組合では正組合員数が30人未満）

(2) 職員数の減少

- 平成27年時点で職員数が2人以下の組合は47.6%で、職員がいない組合も存在
- 経営の合理化により職員数は減少し、良質なサービスの供給が困難

(3) 施設の老朽化

- 県内漁協の市場や事務所の多くで老朽化が進行
- 施設改修には多額の費用を要するため、財務基盤の脆弱な小規模漁協では困難

(4) 経営基盤の強化

- 自己資本額が出資金額以下の組合は28.6%（3組合では自己資本額が赤字）
- 全体の半数以上が事業利益で赤字を計上しており、全体の4割近くが当期利益で赤字を計上
- 販売取扱高に占める宝石さんごの取扱高は平成27年時点で33.4%
- 経営の合理化等による経営基盤の強化が急務

表11 本県沿海漁協が抱える課題

(単位：組合、市場)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 正組合員数が50人未満の組合数 | 3/22 | 4/22 | 6/22 | 6/22 | 8/21 |
| 職員数が2人以下の組合数 | 8/22 | 7/22 | 8/22 | 9/22 | 9/21 |
| 整備後30年以上経過した市場数 | 18/46 | 19/46 | 19/46 | 22/46 | 22/46 |
| 繰越欠損金を有する組合数 | 11/22 | 11/22 | 11/22 | 10/22 | 11/21 |
| 事業利益が赤字の組合数 | 15/22 | 13/22 | 16/22 | 15/22 | 13/21 |
| 当期利益が赤字の組合数 | 7/22 | 6/22 | 7/22 | 3/22 | 8/21 |

資料：各漁協業務報告書、県資料

注1 市場の築年数は、県の補助金関連の資料から推定したもの（築年数が不明な市場あり）

注2 市場の数は、漁協が開設者となっている市場のみを計数

4 本県漁協の課題

本県沿海漁協の現状と問題点を踏まえ、今後漁協が重点的に取り組むべき課題を次の4つに整理した。

(1) 優秀な人材の育成・確保（マンパワーの強化）

漁協が組合員の負託に応え質の高いサービスを提供するためには、リーダーシップを有し的確な経営判断ができる役員や専門的な知識・技術を有し企画力に秀でた職員の育成・確保が不可欠である。

こうした人材を育成・確保するためには、研修機会の提供や労働条件の改善はもとより、従来の排他的な地元意識を払拭し、より広域的な視点から員外役員の積極的な登用や適正な人事管理などに取り組む必要がある。

(2) 産地市場の機能強化（販売事業の強化）

組合員の最も切実なニーズである浜値の向上を図るためには、これまでの取り組みの反省に立ち、何よりもまず漁協が開設し卸売業務を担っている水産物産地市場の価格形成力を強化しなければならない。

このため、漁業者や買受人の理解を得て、市場の統合によるロットや品揃えを確保するとともに、鮮度保持や衛生管理の徹底による品質の向上に努めることで、産地市場の機能強化に取り組む必要がある。

(3) 新規就業者の育成と営漁指導の強化（指導事業の強化）

組合員の減少・高齢化に歯止めがかからない中で、これからの漁協が果たすべき重要な役割は、UI ターン者を含め新規漁業就業者を育成するとともに、組合員に対する営漁指導を強化し、一人でも多くの組合員が漁業で生計をたてられるよう後押しすることである。

今後は、こうした指導事業を組合員の中核的な事業に位置付け、専門の職員を配置し組織的に取り組むことが求められている。

(4) 債権の適正な管理と自己資本の増強（財務基盤の強化）

これまで漁協が経営破綻した、あるいは破綻の危機に陥った要因の多くは、多額の固定化債権を抱え資金繰りが悪化したことによるものであり、今後、漁協経営の健全化を図るうえでは、未収金などの債権の適正な管理が不可欠である。

一方で、事業管理費の圧縮等により黒字体質を維持し計画的に内部留保を増加させることにより、経済団体としての信用力を高め、積極的な事業展開につなげていくことが重要となっている。

こうした4つの課題を解決するためには、漁協の抜本的な組織強化が不可欠であり、平成17年度に策定された高知県一漁協構想を現状に即した内容にリニューアルし、その早期実現を目指す必要がある。